

第 35 号

社団法人 岐阜県浄化槽連合会 会誌

発行日 平成19年10月1日
発行所 岐阜市六条大溝 4-13-6
発行者 社団法人 岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川福和
電話番号 058-274-0617
FAX番号 058-275-7045

目 次

法定検査の実施率向上と岐阜県における「みず再生施設認定制度」の認定開始	1
第22回通常総会 開催	
会長挨拶 玉川福和	2
来賓挨拶 岐阜県副知事 原 正之 ...	3
市長会会長 森 真	
町村会長 稲葉貞二	
交付金の基準額(19年度から)	4
新役員	5
平成19年表彰者	6
平成19年度無届け浄化槽に対する 指導実施計画	7
「メーカーによる改善事例の報告」	9

法定検査の実施率向上と 岐阜県における「みず再生施設認定制度」の認定開始

浄化槽法が改正され、平成18年2月1日から施行された。この改正によって、法定検査未受検者に対する都道府県の指導監督権限が強化され、罰則規定も設けられた。

現在、全国の平成17年度末の法定検査実施率が公表されているが、それによると、合併浄化槽の7条検査の実施率が全国平均で83.8%、11条検査の実施率が42.1%である。この数字は浄化槽設置者に対して罰則が施行されている現在において、行政と業界に準備不足があってはならないと断ずる。

いま、岐阜県では法定検査機関において「みず再生施設認定制度」が4月1日より施行され、10月19日より認定が開始される。全ての合併浄化槽が認定基準に適合して認定されることが目標である。

第22回 通常総会 開催

平成19年6月15日 社団法人岐阜県浄化槽連合会 第22回通常総会が岐阜県環境会館第二会館で開催された。玉川福和会長の挨拶に続いて、平成19年表彰式が行われ、岐阜県知事表彰2名、会長表彰11名、永年勤続者表彰12名が浄化槽業務の功労により表彰された。続いて来賓挨拶、来賓紹介があり、引き続き議題が行われた。



会長挨拶

社団法人岐阜県浄化槽連合会
会長 玉川 福和

昨年の6月に夕張市が破綻しました。それを受けて共同通信が全国の市町村長にアンケート調査をしたところ、全国の自治体の91%が存続に不安があると答えています。岐阜県下においても、42市町村のうち37の市町村が危ういと思うと答えました。なんと88%であります。それを受けて、私達も何かすることはないかという思いにかられました。夕張市を調べて見ますと、夕張市はあの当時13,000人の人口でありました。そして下水道計画人口は7,070人、整備済み人口は3,800人、そして供用を開始している人口は3,100人でありますから、81%が接続済みでありました。したがって決して効率の悪い下水道ではありませんでした。ところが料金の不足額は10年間で3千数百人の下水道でなんと20億円を超えていたということでもあります。そこで私達は下水道と並ぶ浄化槽の仕事をしている以上、これに関心であってはならないということでもあります。

本年4月から合併浄化槽に「みず再生施設認定制度」を発足させました。私達は仕事において、ただ漫然と仕事をしていたという気もします。この認定制度は過去3年間、法定検査の判定基準に適合していること、そして放流水の透視度が法律上は20度以上あればよいことになってはいますが、30度以上という厳しい基準を自らに課しました。そして、プロワの停止を音声で伝える警報機を業界が費用を出して設置します。これらの条件を3年間維持したものを認証するという制度を全国で初めて採用しました。これで私達が維持管理において、これらをクリアするために一生懸命仕事をするんだという良い目標が出来ました。必ず、県下の市町村の財政に貢献できる、やがて感謝される日が近いことを確信しております。このことに連合会は全力をあげて取り組みます。みなさんも、さらに厳しい目で見られているということをご一度自覚して業務に励んでいただきたい。



来賓挨拶

岐阜県副知事
原 正 之

岐阜県の法定検査の受検率ですが、平成17度は80.4%で高い水準を維持しております。県としては、さらにこの受検率の向上を図るために、昨年4月に5つの振興局に浄化槽管理指導専門職を1名ずつ配置をして設置者の指導を行っているところです。また、本年4月から、先程玉川会長からお話がありましたように、県の環境管理技術センターにおきまして「みず再生施設認定制度」が開始されました。この制度は優良な浄化槽の認定を行うことによって、浄化槽管理者の適正な維持管理意識の向上、河川などの水環境のさらなる改善に寄与することを期待しております。県民の快適な暮らし、衛生的な生活環境を守っていくためには浄化槽の適正な管理を推進していくことが極めて重要であります。今後とも一層のご努力をお願いいたします。

岐阜県市長会会長
各務原市長 森 真



岐阜県浄化槽連合会は浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をシステムの連携させて維持管理を行うという岐阜県方式を確立され、全国一高い法定検査実施率の県として、全国の範となり、生活環境の保全に積極的につとめておられますことに感謝しております。

さて、現在飲料水をはじめ、生活水のほとんどを河川などの公共用水域に依存している我が国においては、その水質保全が住民の生命と生活環境保全の上で極めて重要な課題となっております。このため、県内の各都市では公共下水道整備も進めておりますが、中山間部などは浄化槽による水質保全が必要不可欠のものであります。こうした中で、貴連合会が中心となって、今年4月から「みず再生施設認定制度」を創設され、優良な合併浄化槽を認定する制度を全国で初めてつくられ、より高度な維持管理による水環境の保全に尽力されていることに重ねて感謝申し上げます。貴連合会が住民に対して、正しい知識の普及につとめていただき、関係者のみなさんが連携を密にして資質の向上を図っていただいて、健康で快適な生活環境づくりが推進されますようご協力をお願いいたします。

岐阜県町村会長
養老町長 稲 葉 貞 二



岐阜県では政策総点検において、全県域下水道化構想の今後の政策の方向性について、2020年度末を目途に、県と市町村が協働して公共下水道、農集排、合併浄化槽のそれぞれの特性を考慮して、ライフサイクル

としての重要性と地域の実情に応じた合理的かつ効果的な整備を推進するとしておりますが、特に町村においては合併浄化槽は人口密度の低い地域にあっては経済的に有効な処理施設であり、下水道と同じ機能を有する合併浄化槽の設置を促進することは、水質汚濁防止をはじめ、地球にやさしい環境対策にも役立ち、町村財政上からも極めて有効な手段であると考えております。

平成18年2月1日から浄化槽法の一部改正が施行され、これまで以上に浄化槽の維持管理の適正化が図られることとなりました。これにともない浄化槽の設置者は法定検査を必ず受検しなければならなくなりました。浄化槽は日頃からの維持管理が大変重要であり、貴連合会関係者の役割もこれまで以上に期待されております。これにより、公共用水域の水質保全が一層図られることにつながるものと考えております。今後とも、より一層のご尽力をお願いいたします。

浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業 交付金の基準額（平成19年度から）

環境省浄化槽推進室

○浄化槽設置整備事業

（単位：千円）

人槽区分		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯
5人槽	332	352
6～7人槽	414	441
8～10人槽	548	588
11～20人槽	939	1,002
21～30人槽	1,472	1,545
31～50人槽	2,037	2,129
51人槽～	2,326	2,429

○浄化槽市町村整備推進事業

（単位：千円）

5人槽	837	882
6～7人槽	1,043	1,104
8～10人槽	1,375	1,495
11～15人槽	2,039	2,191
16～20人槽	2,786	2,937
21～25人槽	3,332	3,491
26～30人槽	4,066	4,271
31～40人槽	4,521	4,743
41～50人槽	5,737	5,993
51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額	

新 役 員

会 長 玉 川 福 和 (再)

副会長 中 村 保 (再) 境 豊 (再)

総会において、任期満了に伴う理事及び代議員 補欠監事の選出が行われ、次の方々が選出されました。

理 事	代 議 員
会 長 玉 川 福 和 (再・岐環協)	吉 村 敏 博 (再・岐環協)
副 会 長 中 村 保 (再・岐保協)	水 野 孝 泰 (再・岐環協)
同 境 豊 (再・管設備)	松 本 年 夫 (再・岐環協)
専務理事 柿 本 和 男 (再・岐環協)	村 上 碩 郎 (再・岐保協)
理 事 熊 崎 守 男 (再・岐環協)	若 田 好 三 (再・岐保協)
同 田 口 勝 弘 (再・岐保協)	梅 田 晶 則 (新・岐保協)
同 窪 田 浩 一 (新・岐保協)	阪 本 峰 男 (再・管設備)
同 川 島 吉 博 (再・管設備)	安 藤 大 治 (新・管設備)
同 高 木 雅 浩 (新・管設備)	木 股 栄 作 (新・管設備)
同 久保田 正 之 (新・環技センター)	堀 尾 明 宏 (再・環技センター)
同 小 川 正 二 (再・環技センター)	北 川 嘉 久 (再・環技センター)
同 田 中 義 勝 (再・環技センター)	神 戸 信 宏 (新・技センター)
監 事 横 井 誠 (新・岐保協)	

平成19年 表彰者

社団法人岐阜県浄化槽連合会 第22回通常総会が、平成19年6月15日 岐阜県環境会館第二会館で開催された。総会の席上、平成19年浄化槽業務功労者に対する表彰式が行われ、岐阜県知事表彰が原正之副知事から、会長表彰並びに永年勤続者表彰が玉川会長から受賞者にそれぞれ表彰状並びに記念品が授与された。

受賞者のみなさん、まことにめでとうございました。今後とも一層のご活躍を期待しています。



原 副知事から授与



玉川会長から授与

岐 阜 県 知 事 表 彰

推薦団体名	氏 名	所属会社等の名称
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	内 藤 嘉 治	揖斐川浄化槽管理センター
岐阜県環境整備事業協同組合	松 本 年 夫	日本環境クリーン(株)

会 長 表 彰

推薦団体名	氏 名	所属会社等の名称
岐 阜 浄 化 槽 協 議 会	木野村 登	(有)住建総合管理センター
西南濃浄化槽管理協議会	片 岡 勇	(株)中日本住宅サービス
中濃地区浄化槽協議会	後 藤 毅	後藤水道(株)
恵 那 浄 化 槽 協 議 会	山 田 三 矢 子	(有)山正環境管理
下 呂 市 浄 化 槽 協 議 会	金 子 博 彦	(株)鐘芳商会
飛 騨 地 区 浄 化 槽 協 議 会	古垣内 芳 男	(有)ごがいと設備
岐阜市浄化槽保守点検業協会	大 野 久 子	(有)グリーン環境
岐阜県管設備工業協同組合	早 川 一 吉	(有)早川水道
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	篠 田 英 夫	イノクチエンジニアリング(株)
岐阜県環境整備事業協同組合	田 中 洋 二	(有)中部環境
同	斎 藤 茂 彦	(有)吉城環境管理センター

永年勤続者表彰

推薦団体名	氏名	所属会社等の名称
岐阜浄化槽協議会	谷中嘉宣	中部日化サービス(株)
西南濃浄化槽管理協議会	石田裕次	養清興業(株)
中濃地区浄化槽協議会	那須照夫	美濃設備(株)
東濃西部浄化槽協議会	桜井修二	釜戸興業(株)
同	日比野誠	東海住宅設備(株)
恵那浄化槽協議会	奥山尚	(株)奥山水道設備工業
下呂市浄化槽協議会	細江克也	(有)森水道工業所
飛騨地区浄化槽協議会	横山隆嗣	(有)松野水道工事店
岐阜市浄化槽保守点検業協会	鳥澤光夫	(有)住建総合管理センター
岐阜県浄化槽保守点検業協同組合	中村仁	(株)岐阜県浄化槽管理センター
(財)岐阜県環境管理技術センター	山際一郎	職員
同	中嶋義隆	同

平成19年度 無届け浄化槽に対する指導実施計画

岐阜県廃棄物対策課

1 目的

浄化槽設置届出書を提出せず設置された浄化槽（以下「無届け浄化槽」という。）に対し是正指導を行うとともに、関係業界等への要請、報告聴取等を通じ、岐阜県が無届け浄化槽に対し厳正に対処する姿勢を示し、無届け浄化槽の発生防止することを目的とする。

また、無届け浄化槽については、浄化槽法第21条の規定による工事業の登録を有さない業者による工事が原因となることも考えられるため、無登録工事業者についても併せて指導する。

2 実施機関

廃棄物対策課、建設政策課及び振興局（事務所）環境課（以下「振興局」という。）

【協力】財団法人岐阜県環境管理技術センター（以下「環技セン」という。）

3 浄化槽製造業者への要請

廃棄物対策課は、県内に流通する浄化槽を製造する業者に対し、以下について要請する。

- ・浄化槽工事業者に対し、浄化槽管理者が適切に浄化槽設置届の提出を行うことができるよう必要な措置を執るよう周知すること。
- ・登録を有しない工事業者が浄化槽を設置する可能性がある場合には浄化槽を販売しないよう取扱店を含め徹底すること。

4 無届け浄化槽に対する指導

(1) 無届け浄化槽の把握

環技センは、7条検査結果等を精査した上で、無届け浄化槽の状況を取りまとめ、廃棄物対策課へ報告する。

(2) 浄化槽管理者等への指導

廃棄物対策課は、(1)で報告された無届け浄化槽について、振興局に対し指導を指示するとともに

に、浄化槽製造業者に対し無届け浄化槽の発生情報を通知し、あらかじめ調査を依頼する。

振興局は、設置者（浄化槽工事業者を含む）に対し是正指導を行うものとする。特に設置者に対しては、浄化槽法第5条に基づく設置届の提出義務があること、設置届が提出されない場合は同法第63条に基づく「罰則」の適用があることについても併せて周知する。また、指導にあたって浄化槽工事業者が不明な場合、無登録工事業者による工事が疑われる場合について、浄化槽製造業者に対し報告聴取を行う。

振興局は、これらの指導を行った後、指導結果を廃棄物対策課へ報告する。

(3) 工事業者に対する指導

廃棄物対策課及び建設政策課は、無届け浄化槽を設置した浄化槽工事業者に対し、浄化槽管理者が適切に浄化槽設置届の提出を行うことができるよう必要な措置を執るよう要請する。

無届け浄化槽を設置した浄化槽工事業者が、浄化槽法第21条に基づく登録を受けていない場合は、廃棄物対策課より建設政策課へ通知する。建設政策課は無登録工事業者に対し、必要な指導を行う。

(4) 指導内容の報告

建設政策課は、無登録工事業者に対する指導結果を廃棄物対策課へ報告し、廃棄物対策課は振興局へ当該結果を通知する。

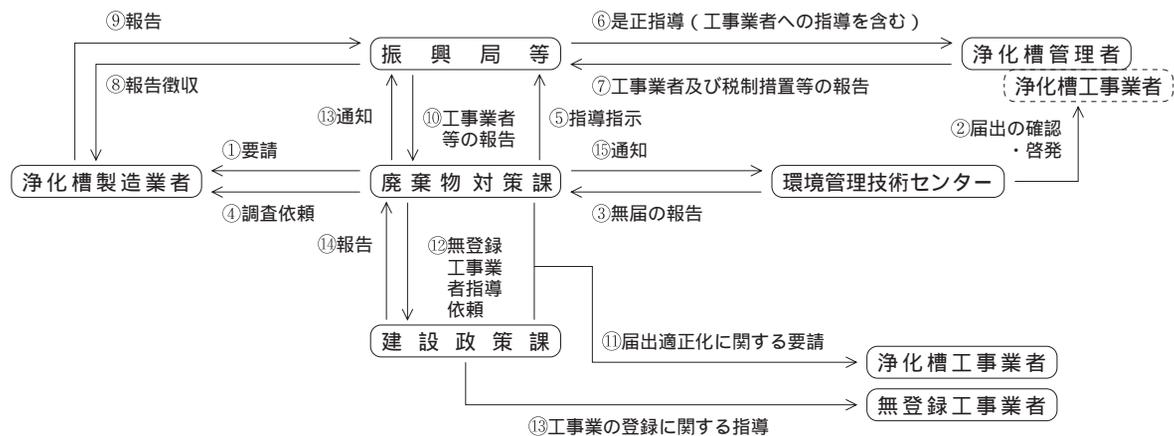
また、廃棄物対策課は設置届に関する指導結果を環技センへ通知する。

5 厳正な対処

廃棄物対策課、建設政策課及び振興局は、特に悪質と認める場合は、浄化槽法に従い厳正に対処することとする。

無届け浄化槽に係る指導フロー

(無届け指導)



- ①県内に流通している浄化槽製造業者（約15社）に対し、登録を有しない工事業者が浄化槽を設置する可能性がある場合、浄化槽を販売しないことなどを要請
- ②浄化槽設置届の提出の確認及び啓発
- ③無届け浄化槽の情報を取りまとめ、廃棄物対策課へ報告
- ④無届け浄化槽の製造業者に対し、無届け浄化槽の発生情報を通知し、調査を依頼
- ⑤振興局へ浄化槽管理者、浄化槽工事業者への指導を指示
- ⑥浄化槽管理者（浄化槽工事業者を含む）への指導（特に悪質な場合、行政処分を含む）
- ⑦浄化槽管理者からの報告
- ⑧浄化槽工事業者が不明又は無登録工事業者による工事の場合について、浄化槽製造業者に対し報告徴収
- ⑨浄化槽製造業者より報告
- ⑩指導結果等（浄化槽工事業者（無登録工事業者による工事の場合を含む）の情報を含む）を廃棄物対策課へ報告
- ⑪廃棄物対策課及び建設政策課連名で浄化槽工事業者に対し届出適正化に関する要請
- ⑫無登録工事業者による工事の場合、建設政策課へ指導依頼
- ⑬無登録工事業者に対し、工事業者の登録に関する指導（特に悪質な場合、行政処分を含む）
- ⑭無登録工事業者に対する指導結果の通知
- ⑮設置届に関する指導結果の通知

「メーカーによる改善事例の報告」

平成18年度浄化槽実務者研修会において、メーカー7社の「メーカーによる改善事例の報告」が行われた。今回からその内容を掲載します。(順不同)

〔日立ハウステック株式会社〕

使用者の中に拒食症、糖尿病の方がいる場合

○ 対処方法

生物ろ過槽は、上側がばっ気部、下側が静止部で担体が入っています。静止部でろ過を行いますが、静止部の下に逆洗管がついており、逆洗管から空気を出すことによって、静止部も全てばっ気状態にするやり方です。

○ 操作方法

逆洗状態にします。但し、逆洗移送水が発生するため、通常運転の循環水量まで減らす必要があります。

〈KGR 2型の場合〉

- ・赤い切り替えバルブを時計方向に約45度回します。(移送水量 2～3 L/分)

〈KGF 2型(初期型)の場合〉

- ・赤い切り替えバルブを180度回します。(移送水量 7～9 L/分) さらに、移送水量を減らしたい場合は、循環エアリフトポンプの洗浄用空気配管についているオリフィスにアルミテープを張り小さい穴を開けます。必ず、水量を確認してください。(移送水量 2～4 L/分)

〈KGF 2型(H13.4～)の場合〉

- ・赤い切り替えバルブを反時計方向に45度程度回します。(移送水量 2～3 L/分)

○ 運転時の保守点検作業

目安は半年間ぐらい運転して、改善すれば元の運転に戻してください。良くならなくても運転を元に戻して別の方法を検討します。

ろ過部をばっ気しているのでSSが処理水槽に溜まっていきますから水面にスカムが発生します。スカムをひしゃくで嫌気ろ床槽第1室に移送してください。処理水槽底部に溜まった汚泥は、赤い切り替えバルブを元に戻して、通常逆洗の状態では処理水槽から塩ビパイプを入れて処理水槽底部を撈拌します。

○ 結果

A邸では、透視度15cmが35cm。B邸では、透視度10cmが33cmに改善されました。臭気も軽減しました。

循環水量の調整

循環水量の調整として循環バルブをまず目安位置として使用人員に合わせます。移送管の内側の赤い目安線に水位が合っているか、前回の保守点検時から変化はないかを確認します。水量を実測してバルブの設定をやり直すことが必要です。人員比が0.7を超える場合は循環水量を小さくすることが有効で、循環水量を下限値のところ調整してください。

ばっ気の過小に対する処置

ばっ気の過小に対する処置としてオリフィスの点検があります。異物が付着して目詰まりをしていないか確認し、ペン先や布などで異物を取り除きます。また、配管の中に異物が入ることもありますので、工事の際は必ず一度フラッシングしてから使ってください。空気配管継手に緩みがないかを点検してください。最後に地中配管内に詰まりがないかを確認します。ブロワを水道ホースで直接浄化槽の中の空気配管の継手につなぎます。ブロワを水道ホースで直結する場合は空気配管抵抗がなくなるため、短くつなぐ、ホースをトグロを巻かせて配管抵抗を持たせてください。空気量が増えたら、地中配管が詰まっているということなので配管に水を押し流して洗うという処置をします。

生物ろ過槽の閉塞

生物ろ過槽の閉塞として、生物ろ過槽の水位が次の槽の水位より異常に高い場合や逆洗時に気泡が上がってこない場合は閉塞が考えられます。処置方法は手動で空気逆洗だけを行い、閉塞している部分を全量の空気ではくします。逆洗側空気配管の赤色のバルブを閉じると空気逆洗だけの運転ができます。それでも閉塞している場合はL型の配管（高さ1750mm×横250mm）をつかって処理水槽側へ入れます。ブロワをこの配管につないで生物ろ過槽の底部から集中的に空気を吐出させて閉塞部分をほくします。

〔フジクリーン工業株式会社〕

C S型の改善（維持管理）手法と要点

7条検査で不適正のところを維持管理業者と方と一緒に回って調査を行いました。

調査物件〈改善前〉

物件	機 種 人 槽	実使用 人 員	人員比	7条検査結果		
				日時	BOD [mg/ℓ]	透視度
A	C S-7	7	1.00	H18.3.14	29	15
B	C S-7	4	0.57	18.2.14	37	8
C	C S-7	—	—	17.6.29	33	26
D	C S-5	2	0.40	17.4.12	120	8
E	C S-5	3	0.60	17.7.12	54	6
F	C S-7	5	0.71	17.4.14	57	7
G	C S-10	8	0.80	18.3.13	24	13
H	C S-7	9	1.29	17.7.6	24	23
I	C S-5	2	0.40	17.4.20	25	—

調査した項目は大きく分けて次の8項目です。

- 槽内の状況判断
- 回転ゲート閉の説明
- バルブ操作による保守点検方法
- ブロワの運転状況（風量、逆洗状況）の確認と調整
- バルブの調整方法
- シーディング方法
- 消毒剤の接触量の調整方法
- 設置者への情報提供

回転ゲート閉について

循環管のところに回転ゲートがあります。以前のバルブは微調整ができないということがあって、循環バルブを大きく開けて回転ゲートで必要な水量まで落とすといった維持管理方法をとっていました。今はバルブが改善されて微調整が効くようになり、回転ゲートを使わなくてもよくなりました。回転ゲートを使わないで循環バルブで調整することにより、担体流動槽への空気量の減少を抑えることができます。

バルブ操作による保守点検方法について

処理水槽の上部にスカムが浮くことがあります。これは処理水槽の底部に汚泥が溜まっているのが原因です。対処方法は次のようです。

- (1) 循環バルブを全開にして返送汚泥を確認
- (2) 返送汚泥が薄くなったら全閉
- (3) バルブを最初の設定値に戻す

ブロワの運転状況の確認と調整について

C S型はMX80というブロワを使っています。通常は散気風量が40L／分で動いています。風量を増やしたい場合は右側の大きな二つのボタン（表示切替と設定変更）両方同時に5秒～7秒押しと、表示部に一瞬「88」と表示され、散気風量が常時80L／分になります。ボタンから手を離すと右下の「.」が点滅から点灯になります。散気風量を変更した場合、循環水量も変動するので必ず

調査物件 〈改善作業と改善後〉

物件	確認時		回転ゲート ゲート閉	汚泥移送・循環		散気 風量 Up	微生物 シーディング	消毒剤 溶解量調整	施主 説明	改善後 透視度
	槽内状況	透視度		清掃	再調整					
A	循環水量低下	16		○	○	○	○		○	30<
B	循環水量過多	33			○	(○)		○		30<
C	良 好	100			○	(○)	○	○		100
D	循環水量過多	21		○	○	(○)	○			42
E	回転ゲート開	14	○		○	○			○	20
F	発泡跡有り	16		○	○	○				24
G	循環停止中	32		○	○	○	○		○	—
H	良 好	62							○	—
I	油 分 多 い	25							○	—

(○)は、確認日以前に維持管理業者にて行われた内容です。

循環水量の再調整を行ってください。戻す場合も同じように二つのボタンを両方同時に5秒～7秒押し、表示部に一瞬「48」と表示され、散気風量が常時40L／分に戻ります。ボタンから手を離すと「。」が点灯から点滅になります。これで電気代の負担も軽減されます。

バルブの調整方法について

循環水量の設定は目安として水位線があります。目盛りが二本、上と下にあります。その上下の間に水が行くようになれば大体循環水量としては適正ですからこの蓋を開けてぜひ確認してください。但し、循環管にスライム等の生物膜がついていると循環水量が狂うので、点検時には循環バルブを100%締めて循環管に多量の水を流してください。そして循環管を軽く叩くと、その振動で生物膜がはがれます。それでも落ちない場合は水道水をホースで点検口から入れたり、ブラシ等で清掃します。ある保守点検の方がホースの先にV P13の管にキャップをつけて、キャップには6ヶ所くらい穴を開けたものを循環管に突っ込んでシューと水を流してみましたが、見事に循環管が清掃されていたという例もあります。

シーディング方法について

粉末状のシーディング剤は各槽に1／3ずつ均等に入れます。固形状のシーディング剤は各槽に1個ずつ入れます。夾雑物除去槽はバッフル内、嫌気ろ床槽はろ床上部、担体流動槽は担体ネット上部に入れます。市販のシーディング剤のほかに、牛糞を原料とした肥料もシーディング剤として使えますが、入れ過ぎると逆に水質が悪化するので注意が必要です。

消毒剤の接触量の調整方法について

消毒剤は多量に溶かすと、逆に人体に影響のある物質で水環境を悪くしますから、接触量の調整をしてください。消毒筒を引き上げて、下の方をくるくるねじって高さを調整します。高さが調整できると消毒剤の使用量も減ります。環境にも良いということでぜひ実施してください。

設置者への情報提供

設置者の方にも問題がある場合があります。情報提供として、こうすると浄化槽に良いよ、こうすると浄化槽に悪いよというパンフレットやQ & Aを作って啓発につとめております。設置者の方にもぜひ現場を見ていただいて、興味と理解をお持ちいただくことが大事だと思って努力しております。

☆ 次回掲載予定 株式会社クボタ／大栄産業株式会社／株式会社ダイキアックス
ニッコー株式会社／株式会社ハマネツ